十九　児童手当支給事由消滅通知書　別表第二十一
二十　児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）　別表第二十二
二十一　児童手当・特例給付における父母指定者の受給事由消滅について（通知）　別表第二十三
二十二　児童手当における父母指定者の受給事由消滅について（通知）　別表第二十四
二十三　未支払児童手当請求書　別表第二十五
二十四　未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）　別表第二十六
二十五　未支払児童手当支給決定・請求却下通知書　別表第二十七
二十六　未支払児童手当支給決定・請求却下通知書（施設等受給者用）　別表第二十八
二十七　児童手当氏名・住所等変更届　別表第二十九
二十八　児童手当氏名・住所等変更届（施設等受給者用）　別表第三十
二十九　児童手当・特例給付現況届　別表第三十一
三十　児童手当現況届（施設等受給者用）　別表第三十三
三十一　児童手当現況届の提出について　別表第三十四
三十二　児童手当現況届の提出について（督促）　別表第三十五
三十三　児童手当支払差止通知書　別表第三十六
三十四　児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）　別表第三十七
三十五　児童手当・特例給付支払差止解除通知書　別表第三十八
三十六　児童手当支払差止解除通知書　別表第三十九
三十七　児童手当支払差止解除通知書（施設等受給者用）　別表第四十
三十八　児童手当・特例給付継続認定通知書兼支払通知書　別表第四十一
三十九　児童手当継続認定通知書兼支払通知書　別表第四十二
四十　児童手当継続認定通知書（施設等受給者用）　別表第四十三
四十一　児童手当・特例給付認定通知書兼支払通知書（施設等受給者用）　別表第四十四
四十二　児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書　別表第四十五
四十三　児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書　別表第四十六
四十四　児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書　別表第四十七
四十五　保育料特別徴収通知書　別表第四十八
四十六　児童手当に係る寄附受領証明書　別表第四十九

（別表第一から別表第四十八までは、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局成育環境課に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku）に掲載する。）

○内閣府告示第二十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び同条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号。以下「府令」という。）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準は、別表第一のとおりとする。

二　府令附則第二条第一項の規定により、別表第一の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、右欄に掲げる機能要件の標準については、児童手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年内閣府告示第十九号。以下「告示」という。）別表第一の適合基準日は、令和十一年四月一日とする。